

国保事業費納付金・標準保険料率の算定手順イメージ (【参考】A市(医療分)に着目した算定手順)

資料2-2参考資料 平成30年度第1回鹿児島県国民健康保険運営協議会

(注意) 数値は例示であり、四捨五入の関係により計が合わない場合がある。

1 納付金算定基礎額(c)の算定(県全体)

県全体の保険給付費等を推計(過去3年伸び率を使用)

【支出】

保険給付費(一般分)(A)等
(1,500億円)

【収入】

公費等
(1,000億円)

納付金算定基礎額(c) (500億円)

2 応能・応益シェアによる納付金按分(β=0.65, 3方式)

応益: 応能=1:β
※β=本県の所得係数

【応益シェア分(300億円)】

(被保険者数シェア分(210億円)) (世帯数シェア分(90億円))

【応能シェア分(200億円)】

(所得シェア分(200億円))

A市
(被保険者数シェア47%)

A市
(世帯数シェア50%)

A市
(所得シェア47%)

各市町村の
県内シェアで
按分

A市
98億円
(210×47%)

45億円
(90×50%)

94億円
(200×47%)

= 237億円

3 医療費水準の反映

(A市の年齢調整後
医療費指数は1.2)

各市町村の医療費水準を反
映(α=1)

αの設定	α=0	α=0.5	α=1
医療費水準反映	237×1=237	237×1.1=261	237×1.2=284
γ調整後(納付金基礎額(c)) ※県全体の総額調整	237億円 (237*1)	245億円 (261*0.9503)	258億円 (284*0.9054)

4 納付金額(一般分)(d)の算出

(本県はα=1を基本(以降α=1の場合))

(A市の納付金基礎額(c))

258億円

- A市の高額医療費負担金 12億円
- A市の暫定措置(特例調整交付金)
(公費拡充のうち激変緩和用) 1億円
- A市の激変緩和分
(県繰入金1号分の一部(医療分)) 0億円

(A市の納付金額
(一般分)(d))

= 245億円

5 標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e')の算出

(A市の納付金額
(一般分)(d))

245億円

- A市の算定可能な県繰入金(2号分)(医療分) 7億円
- A市の保険者努力支援制度(市町村分) 0.5億円
- + A市の保健事業, 直診勘定操出金 5億円
- + A市の出産育児諸費 2億円

その他A市の個別事情
を加減算

(A市の標準保険料率
の算定に必要な保険
料総額(e))

= 211億円

÷0.9000

(A市の標準的
な収納率で割
り戻し)

234億円

(e')

6 標準保険料率の算出

必要な保険料総額(e')から, ①市町村標準保険
料率, ②各市町村の算定基準に基づく標準的な
保険料率, ③都道府県標準保険料率を算定

①市町村標準保険料率(本県は3方式)

	応益(1.0)		応能(0.655)	計
	均等割(0.7)	平等割(0.3)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	97億円(41%)	45億円(19%)	93億円(40%)	234億円(100%)
料率	48,378円 (97億円/20万人)	31,841円 (45億円/14万世帯)	10.90% (93億円/850億円)	

②市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率(A市が採用している3方式により算定)

	応益(0.5)		応能(0.5)	計
	均等割(0.72)	平等割(0.28)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	84億円(36%)	33億円(14%)	117億円(50%)	234億円(100%)
料率	42,112円 (84億円/20万人)	23,395円 (33億円/14万世帯)	13.76% (117億円/850億円)	

③【参考】都道府県標準保険料率(都道府県比較のため)(2方式)

※応益: 応能=1:β

	【応益(1.0)】均等割	【応能(0.65)】所得割	計
賦課総額(※)	268億円(60%)	177億円(40%)	444億円(100%)
料率	62,243円 (268億円/43万人)	9.81% (177億円/1,800億円)	

7 退職被保険者等分の納付金等の算出(A市において計算し県に報告)

A市の退職被保険者
等世帯情報

× A市の
①市町村標準保険料率

× A市の標準的な
収納率

- A市の退職分の
軽減相当額

= (A市の納付金額
(退職分))

11億円

(合算)

(A市の確定納付金額(dfinal))

256億円

納付金額

県からA市に1
月通知

標準
保険
料率